

添付法令資料 3 :

労働集約型産業信用貸付の利子補給金／マージン補給金に係る活動の実施手続
に関する2025年7月29日付インドネシア共和国財務大臣規則No. 55（目次）
同年8月1日施行

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 労働集約型産業信用貸付の予算利用者の権限（第2条及び第3条）
- 第3章 労働集約型産業信用貸付の利子補給金／マージン補給金の受領者（第4条）
- 第4章 労働集約型産業信用貸付の利子補給金／マージン補給金の分配計画及び
予算案
 - 第1節 分配ターゲット計画の策定（第5条）
 - 第2節 分配ターゲット計画の提出（第6条）
 - 第3節 労働集約型産業信用貸付の利子補給金／マージン補給金の予算要求策定
の調整会議（第7条）
 - 第4節 政策委員会調整会議（第8条）
 - 第5節 資金要求指標の策定（第9条）
 - 第6節 分配ターゲット計画の更新（第10条及び第11条）
- 第5章 利子補給金／マージン補給金に係る活動の実施手続
 - 第1節 資金調達の協力契約（第12条）
 - 第2節 分配ターゲットの詳細（第13条）
 - 第3節 労働集約型産業信用貸付の利子補給金／マージン補給金の額（第14条
ないし第21条）
- 第6章 保証／保険
 - 第1節 保証／保険の実施（第22条）
 - 第2節 保証料／保険料（第23条）
- 第7章 会計及び報告（第24条）
- 第8章 監視及び監督
 - 第1節 監視（第25条）
 - 第2節 監督（第26条）
- 第9章 雑則（第27条）
- 第10章 経過規定（第28条）
- 第11章 終則（第29条）